

介護福祉士養成修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、将来において介護福祉士国家資格を取得し、社会福祉法人暁ほほえみ福祉会（以下「本法人」という）において介護職員の業務に従事する者に対し、修学上必要な資金（以下「修学資金」という）を貸与することにより、介護職員の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 この規程に定めるところにより修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 島根県内の介護福祉士養成施設に在学する者又は学校法人益田永島学園明誠高等学校（以下明誠高等学校という。）の卒業年次において介護福祉士資格を取得しようとする意志がある者
- (2) 介護福祉士養成施設又は明誠高等学校卒業後、直ちに本法人が経営する施設・事業所に介護職員としてその業務に従事する意思がある者
- (3) 修学期間中において学業成績優秀で、心身とも健全な者

(貸与額)

第3条 修学資金の貸与額は、1,800,000円を上限とする。

(貸与期間及び貸与金の対象経費)

第4条 修学資金の貸与期間は、介護福祉士養成施設又は明誠高等学校の正規の修学期間の範囲内とする。

2 貸与金の対象経費は以下に掲げるものであって、被貸与者が受給する各種支援金及び明誠高等学校奨学金を差し引いた経費とする。ただし、その他の諸経費のうち部活動及び課外活動等に係る一切の経費は認めないものとする。

- (1) 入学時諸経費（入学一時金・入学時物品購入経費）
- (2) 授業料等（授業料・各種会費に係る経費）
- (3) 入寮に係る経費（入寮費・月々の寮費）
- (4) その他の諸経費

(貸与利子及び遅延損害金)

第5条 修学資金貸与は無利子とする。

2 介護福祉士養成修学資金の貸付を受けた者が、正当な理由なく返還期限までに介護福祉士養成資金の借受金を返還しなかったときは、当該返済期限の日の翌日から支払済みに至るまでの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年5,0パーセントの割合で計

算した遅延損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1名を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は父母等の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、本法人の代表者が認めた場合には、第2号から第8号までの書類を後日提出することを条件として、申請をすることができる。

(1)誓約書(様式第2号)

(2)修学資金借用証書(様式第3号)

(3)介護福祉士養成施設長の発行する合格証明書

(4)住人票の写し(世帯全員分)

(5)修学資金の貸与を受けようとする者の印鑑証明書

(6)修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、法定代理人の印鑑証明書

(7)連帯保証人となる者の印鑑証明書及び市町村が発行する所得証明書

(8)その他本法人代表者が必要と認める書類

(修学資金貸与の審査、決定等)

第8条 前条の修学資金貸与申請書の提出があった場合において、提出された書類の他本法人の代表者による面接をもって審査する。ただし、本法人代表者が適当と認めた場合は、修学資金貸与申請書の提出前に審査をし、修学資金の貸与を内定することができるものとする。

2 前項の審査の結果適当と認められたときは、貸与の決定を行い、申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第9条 修学資金は、前条の規定により貸与を決定された者(以下、「被貸与者」という。)に対し交付するものとするが、介護福祉士養成施設長への委任による被貸与者への間接交付又は被貸与者の指示に基づく介護福祉士養成施設への間接交付及び明誠高等学校が被貸与者に代わっての代理受領とする。

2 修学資金は貸与半期ごとに交付するものとする。

(被貸与者の義務等)

第10条 被貸与者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 修学年次ごとに学業成績証明書の提出を求める。
- (2) 学業状況報告(面接)
- (3) 介護福祉士養成施設又は明誠高等学校のカリキュラムに基づいて実習またはボランティア(夏期休業中など)が予定されている場合には、本施設で行う。

(貸与決定の取消し及び停止)

第11条 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときには、貸与を打ち切り、本法人代表者が定める期日までに既貸与額を一括返還するものとする。

- (1) 介護福祉士養成施設又は明誠高等学校を退学したとき。
- (2) 学業成績または素行が著しく不良となったとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 修学資金の貸与期間中に死亡したとき。
- (6) 前条に定める義務事項を行わなかったとき。
- (7) その他、本法人代表者が必要と認めたとき。

2 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する期の翌期分から修学資金の貸与を停止するものとする。

- (1) 介護福祉士養成施設又は明誠高等学校を休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) その他、本法人代表者が必要と認めたとき。

(返還の免除)

第12条 被貸与者が次に該当する場合には、返還額の全額を免除する。

- (1) 被貸与者が、介護福祉士養成施設又は明誠高等学校卒業年次に介護福祉士の資格を取得し、その後5年間本法人の業務に従事した場合、又は明誠高等学校卒業年次に介護福祉士の資格を取得できなかったとき、卒業の翌年度から本法人の経営する施設等に就業しかつ就業から3年間のうちに資格を取得した後、引き続き連続して5年間本法人に業務に従事した場合(ただし、産休や育児休業、私疾病による長期欠勤の期間は業務従事期間には算入しない。)
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務をすることができなくなったとき。

2 被貸与者が、死亡し又は障がいにより貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合には、本法人の理事会で免除の必要があると認めたときは返還額の全部又は一部を免除することができる。

(退職等の場合の取扱)

第 13 条 被貸与者が介護福祉士養成施設又は明誠高等学校卒業後 5 年間本法人に勤務しなかった場合の取扱については、本法人代表者が別に定める。

(届出)

第 14 条 被貸与者等は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定める様式により、直ちにその旨を本法人代表者まで届けなければならない。

(1) 氏名または住所を変更したとき。 様式第 4 号

(2) 退学、休学、停学、または復学をしたとき。 様式第 4 号

(3) 連帯保証人が氏名または住所を変更したとき。 様式第 4 号

(4) 連帯保証人を変更しようとしたとき。 様式第 5 号

(5) 修学資金の貸与を辞退しようとするとき。 様式第 6 号

2 被貸与者は、連帯保証人が破産の宣告を受けたとき、その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちにその旨を本法人代表者に届出なければならない。

3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したとき、直ちにその旨を本法人代表者に届出なければならない。

4 前第 3 項の規定による届出には、当該届出の事実を証明する書類を添付しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日より施行する。